OtoMotion 使用許諾契約書

第 1.0 版 — 2026 年 10 月 2 日施行
DekoBokoTech合同会社　〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-2-12 T&Jビルディング7F

この使用許諾契約書（以下「本契約」）は、DekoBokoTech合同会社（以下「当社」）と、OtoMotion のライセンスを取得するお客さま（個人または法人。以下「お客さま」）との間の契約です。お客さまは、ライセンスの代金を支払ったとき、ライセンスファイルを読み込んだとき、または本ソフトウェアをインストールもしくは起動したときに、本契約に同意したものとします。法人を代表して同意する方は、その権限があることを確認するものとします。

第 1 条（定義）

- 「**本ソフトウェア**」とは、OtoMotion のアプリケーションと、当社がこれと一緒に提供するもの（マニュアル、アプリ内のヘルプ、XPression のサンプルシーン、背景画像、スクリプト、および当社が提供する更新版）をいいます。
- 「**ライセンスファイル**」とは、当社がお客さまに発行する、電子署名つきのライセンスのファイル（例: `license.json`）で、本ソフトウェアを使えるようにするものをいいます。
- 「**ライセンス期間**」とは、ライセンスファイルに記載された期間をいいます。買い切りのライセンスには終わりの日はありません。
- 「**注文書類**」とは、お客さまが購入したライセンスとその価格を当社が確認する見積書、請求書その他の書類をいいます。

第 2 条（使用の許諾）

1. 当社は、本契約に従うことと所定の料金の支払いを条件として、お客さまに対し、ライセンス期間中、業務のために本ソフトウェアをインストールし使用する、非独占的かつ譲渡できない権利を許諾します。お客さまのクライアントのためにイベント、放送または配信を制作することも、この業務に含みます。
2. **1 つのライセンスで、本ソフトウェアを同時に動かせるのは 1 台のコンピューターです。** お客さまが管理する他のコンピューター（控えの機械など）にインストールしておくことはできますが、同じライセンスで同時に動かせるのは 1 台に限ります。同時に複数台で動かすには、その台数分のライセンス、または第 3 条第 4 項の予備機用ライセンスが必要です。

第 3 条（ライセンスの種類）

1. **期間ライセンス**（7 日、30 日など）は、ライセンスファイルに記載された終わりの日（その日を含みます。本ソフトウェアを動かすコンピューターの日付で判断します）まで有効です。自動では更新されません。ライセンス期間が終わると、本ソフトウェアは計測と送信を止めます。お客さまは、新しいライセンスを取得するまで使用をやめるものとします。ライセンス期間中に公開された更新版は、追加の料金なしで使用できます。
2. **買い切りのライセンス**には期限がありません。同じメジャーバージョンの更新版はすべて含みます（例: バージョン 1 で購入したライセンスでは、1.x のすべての更新版）。新しいメジャーバージョン（例: 2.0）は、有償のアップグレードとして提供することがあります。アップグレードは義務ではなく、お客さまはライセンスを受けたバージョンを引き続き使用できます。それぞれの更新版は、その時点で本ソフトウェアとともに公開する動作環境に記載したオペレーティングシステムおよび他社製品のバージョンを対象として開発し、確認します。当社は、将来公開されるオペレーティングシステムまたは他社製品で本ソフトウェアまたはその更新版が動作することを約束しません。
3. **体験版のライセンス**は、評価のためだけに、ライセンスファイルに記載された期間、無償で提供するものです。体験版のライセンスを、有償の制作や、観客もしくは放送に向けた本番の出力に使うことはできません。
4. **予備機用ライセンス**は、お客さまの主のライセンス（期間ライセンスまたは買い切りのライセンス）で動かすコンピューターと同時に、もう 1 台のコンピューターで本ソフトウェアを動かすことを、同じ制作または同じ会場の待機用・冗長用の予備機に限って認めるものです（例: 主のコンピューターが故障したときに引き継ぐ予備

機）。予備機用ライセンスを、主のコンピューターと別の制作、会場または番組に使うことはできません。予備機用ライセンスの種類とライセンス期間は、対象となる主のライセンスに従います。

第 4 条（サンプル）

お客さまは、本ソフトウェアに付属するサンプルシーン、画像およびスクリプトを、お客さま自身の XPression のプロジェクトや制作物（お客さまのクライアントのための制作物を含みます）に使用し、改変し、組み込むことができます。ただし、サンプルそのものを単体で販売または配布すること（テンプレート集として販売することなど）はできません。サンプルに付属するフォント（Teko など）は、本契約ではなく、それぞれのライセンス（Teko は SIL Open Font License）に従います。

第 5 条（禁止事項）

本契約で明示的に認める場合、および契約で排除できない法令が認める場合を除き、お客さまは次のことをしてはなりません。

- (1) 第 2 条で認めるインストールと、合理的な範囲のバックアップを除き、本ソフトウェアを複製すること
- (2) 本ソフトウェアまたはライセンスファイルを、第三者に販売、貸与、再許諾、共有その他の方法で利用させること
- (3) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること
- (4) ライセンスの仕組みを回避し、無効にし、もしくは改変すること、またはライセンス期間を延ばすためにライセンスファイルもしくはコンピューターの時計を変更すること
- (5) 本ソフトウェアの著作権表示、商標その他の表示を削除または変更すること

第 6 条（ライセンスファイル）

ライセンスファイルはお客さまに発行するものであり、お客さまはこれを第三者に開示しないものとします。ライセンスファイルを紛失または破損したときは、当社にご連絡ください。残りのライセンス期間について発行し直します。本ソフトウェアはインターネット接続を必要とせず、特定のコンピューターに結び付けられていません。

第 7 条（料金と支払い）

1. 料金、ライセンス期間および支払いの条件は、注文書類に定めます。注文書類に別の定めがない限り、料金は前払いとし、当社は支払いを確認した後にライセンスファイルをお渡しします。
2. 消費税その他の公租公課は、注文書類の定めによります。日本国外のお客さまについては、お客さまの国の税金、関税、源泉税および送金手数料はお客さまの負担とします。
3. ご購入の前に無償の体験版をお試しいただけるため、ライセンスファイルをお渡しした後は、法令で定められている場合と第 11 条第 3 項の場合を除き、料金は返金しません。

第 8 条（権利の帰属）

本ソフトウェアは使用を許諾するものであり、販売するものではありません。本ソフトウェアに関する一切の権利は、当社およびそのライセンサーに帰属します。お客さまが本ソフトウェアを使って作成したグラフィックス、収録物、番組その他の制作物は、お客さまに帰属します。

第 9 条（お客さまのデータ）

1. 本ソフトウェアは、お客さまのコンピューター上で音声をリアルタイムに解析します。音声を録音または保存することはなく、音声、計測値または利用状況を当社やインターネットに送信することもありません。
2. 本ソフトウェアがデータを送るのは、お客さまが設定した送り先（お客さまのコンピューターまたは構内ネットワーク上の XPression DataLinq Server など）だけです。また、構内ネットワーク上の機器から操作のメッセージを受け取ることがあります。監視画面は、お客さまのコンピューターの中（127.0.0.1）でだけ開きます。

3. 当社は、お客さまからいただいた連絡先を、ライセンスの発行、サポート、ならびに請求および支払いの手続きのためにだけ使用します。

第 10 条（サポートと更新）

当社は、電子メールにより日本語または英語でサポートを行い、2 営業日以内（日本時間）の返信を目標とします。サポートの期間は、買い切りのライセンスでは開始日から 12 か月、期間ライセンスではライセンス期間とします。この期間の後のサポートは、当社の判断により、または有償で行うことがあります。更新版は第 3 条のとおり提供します。当社は、今後のバージョンで機能を変更または廃止することがありますが、それによってお客さまがライセンスを受けたバージョンを使い続ける権利は損なわれません。

第 11 条（保証）

1. お客さまはご購入の前に本ソフトウェアを無償でお試しいただけます。第 3 項の場合を除き、本ソフトウェアは現状のまま提供するものであり、当社は、本ソフトウェアに誤りがないこと、中断なく動作すること、またはお客さまの特定の目的に適合することを保証しません。
2. 本番で使用する前にお客さまの環境で本ソフトウェアを確認すること、ならびにイベントおよび放送のために適切な予備と冗長の手段を用意することは、お客さまの責任とします。計測値（ITU-R BS.1770 / EBU R128 に基づくラウドネスの値を含みます）は、制作と演出のためのものです。法令上の測定、騒音規制の測定、または安全衛生のための測定に使えることを保証するものではありません。
3. 本契約のいかなる定めも、消費者契約法その他の消費者を保護する法令（該当する場合にはオーストラリア消費者法を含みます）により排除できないお客さまの権利または救済を、排除、制限または変更するものではありません。そのような権利の侵害について当社が責任を制限することが認められる場合、当社の責任は、当社の選択により、本ソフトウェアを再度提供すること、または支払われた料金を返金することに限ります。

第 12 条（責任の制限）

1. 当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、間接損害、付随的損害、特別損害、結果損害、ならびに逸失利益、売上、データ、事業機会および信用の喪失（イベントや放送が中断したことによる損失を含みます）について責任を負いません。
2. 当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、本契約に関して当社が負う損害賠償の総額を、その原因となった事実が生じた日の前 12 か月間に、該当するライセンスについてお客さまが当社に支払った料金の額を上限とします。

第 13 条（期間と解除）

1. 本契約は、お客さまがライセンスを保有している間、適用されます。期間ライセンスは、ライセンス期間の終わりに終了します。
2. お客さまが本契約に違反し、当社の通知から 14 日以内にその違反を是正しないときは、当社はお客さまのライセンスを解除できます。お客さまが第 5 条第 2 号または第 4 号に違反したときは、当社は直ちにライセンスを解除できます。
3. ライセンスが終了したときは、お客さまはそのライセンスによる本ソフトウェアの使用をやめるものとします。第 5 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条および第 16 条は、ライセンスの終了後も効力を有します。

第 14 条（法令の遵守）

お客さまは、輸出管理および制裁に関する法令を含め、お客さまに適用されるすべての法令に従って本ソフトウェアを使用するものとします。

第 15 条（商標）

XPression は Ross Video Ltd. の商標です。OtoMotion は DekoBokoTech合同会社 の独自の製品であり、Ross Video 社と提携し、またはその承認もしくは後援を受けたものではありません。その他の名称は、各社の商標である場合があります。

第 16 条（準拠法と管轄）

本契約は、抵触法の規定にかかわらず、日本法に準拠します。国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は適用しません。本契約に起因または関連する一切の紛争については、お客さまの国の強行法規が別に定める場合を除き、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（一般条項）

1. 本契約と注文書類が、本ソフトウェアに関する当社とお客さまとの合意のすべてです。両者が食い違うときは、価格、数量およびライセンス期間については注文書類が、それ以外については本契約が優先します。
2. 当社は、今後のリリースまたは新しいライセンスのために、本契約の新しい版を定めることがあります。お客さまがライセンスを購入した時点の版が、そのライセンスに引き続き適用されます。
3. お客さまは、当社の書面による同意なく、本契約上の地位またはライセンスを譲渡することはできません。本契約のいずれかの定めが無効とされた場合でも、その他の定めは効力を有します。本契約は日本語と英語で作成し、日本国内のお客さまには日本語版が、それ以外のお客さまには英語版が優先します。

第 18 条（お問い合わせ）

DekoBokoTech合同会社
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-2-12 T&Jビルディング7F
電子メール: info@dekobokotech.com